

資料番号	3
------	---

令和6年8月22日
課名 環境県民局県民活動課
担当者 課長 中村
内線 2739

「広島県青少年健全育成条例」改正素案に係る県民意見募集 の実施結果について

1 要旨・目的

青少年の性被害防止対策の強化等を目的とした広島県青少年健全育成条例の一部改正に向けた改正素案について、県民意見募集を実施したので、その結果を報告する。

2 現状・背景

- インターネット利用の低年齢化等を背景に、青少年が SNS を通じて知り合った相手と会って被害に遭ったり、相手の求めに応じて性的な姿態を撮影した画像を提供させられる等の事例が多発していることや、昨年、性犯罪に関する刑法改正が行われたこと等を踏まえ、青少年の性被害防止対策の強化や青少年のインターネット利用環境の整備を内容とする条例改正に向けて検討を進めている。
- 改正素案は、次の事項を新たに導入する内容でとりまとめた。
 - ・ 青少年への淫行・わいせつ行為の勧誘等の規制
 - ・ 青少年への性的な画像等（児童ポルノ等）の提供要求行為の規制
 - ・ 青少年への罰則適用除外
 - ・ 青少年が使う携帯電話端末等契約時のフィルタリング利用促進を図る手続きの整備

3 概要

- (1) 対象者
県民等

- (2) 事業内容（実施内容）

ア 県民意見募集の概要

- (ア) 実施期間：令和6年7月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで
- (イ) 募集内容：広島県青少年健全育成条例改正素案に関するご意見
- (ウ) 提出人数：2人（3件）

イ 主な意見

- ・ 青少年の健全育成のためには、青少年が行う条例違反行為への抑止力も必要であり、青少年に対する罰則の適用除外は、条例の実効性を損なうと考える。
- ・ フィルタリング規制については、携帯電話事業者は全国で営業しており、広島県だけで規制することによる事業者への負担や県内利用者のコストを考えると、条例ではなく法で対応すべき。
- ・ フィルタリングで遮断できないような有害情報が多くなっているため、未成年に対するフィルタリングは、義務化するのではなく推奨にとどめ、有害情報については、学校で情報収集と分析と判断の方法を教えるのがいいと思う。

※ 詳細は別紙のとおり。

ウ 意見への対応

条例改正の趣旨や経緯を説明することとし、条文の変更は行わない。詳細は別紙のとおり。

- (3) スケジュール

令和6年9月定例会に条例改正案を提案予定

- (4) 予算（国庫・単県）

—

4 その他

条例改正に係る広島県青少年健全育成審議会への諮問に対し、7月10日、同審議会から、改正内容はいずれも適当と認める旨の答申があった。

「広島県青少年健全育成条例」改正素案に係る県民意見募集の実施結果

1 実施期間・提出人数等

【実施期間】令和6年7月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで

【提出人数・提出方法】2人・電子申請

2 意見の内容と県の考え方・対応

No.	意見の内容	県の考え方・対応
1	「青少年（18歳未満）への罰則適用の見直し」（第50条）に反対します。 インターネット上では、18歳未満者（あるいはそれを装ったもの）による、売春の募集であったり、画像・動画の販売が行われています。青少年の健全育成のためには、青少年自らが行う条例違反行為への抑止力も働かなければなりません。となれば、18歳未満者に対する罰則適用の除外は、この条例の実効性を損なう結果を招くと考えられます。 より未熟な低年齢者（小中学生）に対して、緩やかな対応を行うのであれば、「義務教育期間にある者は罰則を適用しない」としてはどうでしょうか。	本条例の目的は、青少年の健全な育成を図ることであり、そのために、健全育成を阻害するような有害な社会環境や行為から青少年を保護する責任を大人に求めるものであるため、条例の趣旨に立ち帰って、適用除外の規定を設けることとしたものです。 罰則適用の見直し後も、青少年であっても規制の対象となることは変わりなく、保護観察等の保護処分の対象となることや、刑法等の本条例以外の法令により処罰されることはありえます。 このような趣旨を県民の皆様にご理解いただけるよう、周知を図っていきたいと考えております。
2	「フィルタリングに関する規制」（第42条の3）に反対します。 携帯電話事業者のほとんどは全国で営業を行っており、広島県だけでこのような規制を行うことは事業者に余計な負担をかけ、悪くするとそのコストは県内利用者にはねかえってきます。これは国法で対応すべき事であり、条例で規制すべき事ではありません。	青少年インターネット環境整備法により、青少年が使用する携帯電話端末について、携帯電話事業者に対し、フィルタリング提供義務に加え、保護者への説明が義務化されていますが、具体的な手続き規定がないことから、条例で定めることにより、フィルタリングについて保護者が考える機会とし、利用促進を図ろうとするものです。これまでに37都道府県の条例において、同様の内容が規定されています。 現在、事業者においても、フィルタリング利用促進に向けて取り組まれていることから、条例改正の趣旨は、事業者や県民の皆様にご理解いただけるものと考えております。
3	フィルタリングで遮断できないような有害情報の流布が多くなっていることから、フィルタリングの義務化はやめてください。 例えば、コロナ禍における自粛警察やコロナ明けから急激に増えた反マスク・反予防接種思想、反出生主義者や女権運動家による子供と妊婦（特に男児とその親）や男性全体への差別を求める運動、社会保険料の軽減を口実にして高齢者から財産を取り上げ病気の根	フィルタリングについては、青少年インターネット環境整備法により、インターネット接続役務を提供する携帯電話事業者に対し、携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、原則としてフィルタリングサービスを提供することが義務化されています。 ここでフィルタリングサービスの対象となるのは、青少年の健全な成長を著しく阻害する有害情報であり、例えば、犯罪や自殺を直接的に誘引する情報や、著しく性欲を興奮さ

No.	意見の内容	県の考え方・対応
	治をしないなどといった、世界人権宣言に反する思想が蔓延っています。 このような人道や公衆衛生の観点からみて危険な思想や主張を遮断するフィルタリングはないし、取り締まることも難しいでしょう。 そのため、未成年に対するフィルタリングはあくまで推奨にとどめ、いわゆる有害情報については、学校で情報収集と分析と判断の方法を教え、自分で情報を集めて自分の力のみで考える機会を持たせた方がいいと思います。	せる情報、殺人の描写等の著しく残虐な内容の情報などが該当するものと定義されています。 また、インターネットに関わる青少年の犯罪被害等を防止するため、フィルタリングの利用促進だけでなく、学校における情報モラル教育において情報に関する理解を深め判断力を養うことや、学校に限らず、青少年や保護者に対しインターネットの適正な利用に係る学習機会の提供に取り組んでいるところです。

※ 提出された御意見の内容について、原文を一部要約して掲載しています。

「広島県青少年健全育成条例」改正素案の概要

1 青少年の性被害防止対策の強化

(1) 淫行・わいせつ行為の勧誘等の規制

改正 内容	規制	青少年（18 歳未満）に対して淫行・わいせつ行為（条例第 39 条）を行うよう勧誘、又は強要することを禁止する規定を新設する。
	罰則	規定に違反：6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
理由	SNS 起因等による性被害が高校生等を含む若年者に多発している現状に対し、刑法において 16 歳未満に対する面会要求罪が設けられたこと等を踏まえ、18 歳未満の青少年を保護するため、淫行やわいせつ行為の勧誘等を規制することにより、淫行等の未然防止を図る。	

(2) 性的な画像等（児童ポルノ等）の提供要求行為の規制

改正 内容	規制	青少年（18 歳未満）に対する性的な画像等（児童ポルノ禁止法の児童ポルノ及び電磁的記録）の提供要求行為を禁止する規定を新設する。
	罰則	規定に違反：30 万円以下の罰金
理由	自画撮り送信等による被害が高校生等を含む若年者に多発している現状に対し、刑法において 16 歳未満に対する映像送信要求罪が設けられ、また、児童ポルノ禁止法において児童ポルノの製造は処罰されるものの、提供要求行為の禁止規定はないことを踏まえ、18 歳未満の青少年を保護するため、本規定を新設し、被害の未然防止を図る。	

2 青少年（18 歳未満）への罰則適用の見直し

改正 内容	条例の罰則を青少年（18 歳未満）に対しては適用しない旨の規定を新設する。
理由	本条例は、青少年の健全な育成を図ることを目的として、そのために、健全育成を阻害するような有害な社会環境や行為から青少年を保護する責任を大人に求めるものであり、違反行為をした青少年を罰することは条例の本旨ではないため、社会情勢を踏まえて見直す。

3 青少年のインターネット利用環境の整備（フィルタリングに関する規制）

現行	インターネット利用に係る保護者や事業者等の努力義務を規定	
改正 内容	規制	青少年が利用する携帯電話端末等の契約に関する規定を新設する。 ① 保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合、規則で定める理由を記載した書面提出の義務化 ② 事業者に対し、説明書の交付義務化、提出された書面の保存義務化 ③ ②に違反した事業者への勧告、勧告に従わない場合の公表
	罰則	なし
理由	青少年インターネット環境整備法では、事業者に対して、携帯電話端末等の使用者が青少年の場合は、保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き、フィルタリング利用を条件とした通信サービス提供を義務付けているが、申出等に関する具体的な手続規定はないため、保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合における理由を記載した書面提出を義務化すること等により周知・徹底し、フィルタリングの利用促進を図る。	

4 施行時期

1 及び 3 については、公布から施行までに 3 か月程度の周知期間を設ける。